

令和4年（行コ）第294号

在留資格変更不許可処分無効確認等、国家賠償請求控訴事件

控訴人 閲覧制限

被控訴人 国（処分行政庁：東京出入国在留管理局長）

控訴人A意見陳述要旨

2023年（令和5年）3月15日

東京高等裁判所第12民事部B4係 御中

控訴人A

つい最近、友人から、あるカップルの話を聞きました。夫はアメリカ人、妻は日本人で、最近日本に引っ越してきたそうです。アメリカ人の夫は、サンフランシスコにある、IT企業に勤めていて、千葉にある自宅から、リモートで仕事をしているそうです。そのとき、私はこの友人の言葉をさえぎって、言いました。「まさに、私と康平が、裁判でたたかっていることだよ。私たちも同じような暮らしを求めているだけなんだ」。

このカップルが、日本で生活をするためには、まっすぐシンプルな道を進めばいいだけです。15年前、康平と私も同じ道を進みたかった。でも、差別によって、私たちの進む道はまったく違うものになりました。

私たちの経験で、一番苦しいことは、それが、他の人にとって「あたりまえ」であるということ。友人が話してくれた異性愛カップルが、日本での生

活を「あたりまえ」にできること、それは「あたりまえ」のことです。愛する人がいて、仕事があって、政府からのサポートがある。それは、彼らにとって「あたりまえ」のことです。でも、康平や私のように、たまたまゲイに生まれた、という人たちには、そんな「あたりまえ」がないのです。そして私たちに「あたりまえ」がない、ということが、他の人には「あたりまえ」なのです。

政府が、私たちの幸せをはばむことが「あたりまえ」でいいのでしょうか。

「あたりまえ」とは、どういうことでしょうか。

康平は日本人です。憲法14条（じょう）では、国民が平等にあつかわれることが「あたりまえ」なのではないでしょうか？

アメリカの独立宣言の中に、有名なフレーズがあります。それは「すべての人間は、生まれながらにして平等である」というものです。

私はこの裁判が続くなかで、「平等」とはなにか、について何度も考えました。「平等」とは、人はみんな同じ、という意味ではなく、人はみんな違っていても平等である、という意味だと思います。人生は1回限りである、という意味では、私たちはみんな平等です。

そして、ある人たちの人生はまもられ、ある人たちの人生はまもられないとき、まもられない人生を生きる人たちの、こころの痛みは大きなものです。

アメリカでも日本でも、同性愛者の自殺率は、異性愛者とくらべて、6倍高いことがわかっています。10代の若者では、もっと自殺率が高くなりまます。それは、どうしてでしょうか。

不平等や差別が「あたりまえ」の社会で生きることが、つらすぎるからです。

なんの不自由（ふじゆう）もなく、人生を進める人たちがいる一方で、そういう人たちがいる。これが「あたりまえ」でいいのでしょうか。

100年前、女性は裁判官になれない、あるいは、白人と黒人は、同じバスに乗れない、それは「あたりまえ」と考えられていました。

その「あたりまえ」は変化しています。

私たちが、みんな平等に扱われることこそが「あたりまえ」なのではないでしょうか。

差別を正当化（せいとうか）する理由はどこにあるのでしょうか。

どんなに差別されても康平が異性愛者になることはないでしょう。彼の傷がさらに深くなるだけです。

大阪地裁判決（ちさいはんけつ）は、子どもをつくれないという理由で、同性婚が認められないことは合憲（ごうけん）と判断しました。でも、もし私が女性だとしても、子どもをつくれる年齢ではありません。

子どもをつくれないという理由で差別してもいいのでしょうか。

女性だからという理由で差別してもいいのでしょうか。

肌の色（いろ）が違うからという理由で差別してもいいのでしょうか。

同性カップルだからという理由で差別してもいいのでしょうか。

先週金曜日、ついに特定活動ビザがもらいました。嬉しかった一方、我々が置かれている状況は、まだ法の下での平等ではないのだと実感しました。我々がこの訴訟で求めていることは平等な権利であり、それが与えられない人たちが我々を含め多くいます。

私が今日、ここでお話しすることは、裁判所にたいする、とても切実（せつじつ）なお願いです。みんなが平等に扱われるという「あたりまえ」が、全ての日本人に保障（ほしょう）される日が来ることを願っています。

以上